

## 金融分科会特別部会資料

個人情報・個人信用情報の保護・利用に関する検討経緯	.....1
金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する 今後の検討の進め方	.....2
銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たな ビジネス・モデルと規制緩和等について（抄）	.....3
金融審議会第二部会「審議状況の報告」	.....4

平成13年3月28日

## 個人情報・個人信用情報の保護・利用に関する検討経緯

- 1987年 3月20日 (財)金融情報システムセンターが「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」を公表
- 1998年 6月12日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会が報告書を公表
- 1999年 1月20日 (社)全国貸金業協会連合会が「貸金業に係る個人データ保護のためのガイドライン」を公表
- 4月30日 (財)金融情報システムセンターが「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針(改正版)」を公表
- 7月6日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会が「論点・意見の中間的な整理」を公表
- 11月19日 個人情報保護検討部会が「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を公表
- 2000年 6月2日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表
- 8月3日 金融再生委員会/金融庁が「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)」を決定
- 10月11日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」をとりまとめ、公表
- 12月21日 金融審議会総会が「金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方」を公表
- 2001年 3月27日 個人情報の保護に関する法律案、閣議決定・国会提出

平成12年12月21日

金融審議会総会

## 金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方

個人信用情報保護・利用の在り方に関して、当審議会第二部会では、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を踏まえ、個人情報保護基本法制(以下「基本法制」という。)に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から、その具体的な内容及び手法や、基本法制を施行する上での自主ルール・ガイドラインの在り方等について検討を行った。

また、第一部会においては、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について審議する過程で、顧客の個人情報を第三者と共有することに関し、プライバシー保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘された。

他方、基本法制の施行に当たっては、主務大臣が所管業界の個人情報の取扱いの実態を勘案した監督上のガイドラインを示すこと等が想定されており、こうした観点も含め金融庁の所管する事業者を対象に総合的な検討が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、当審議会としては、基本法制の各規定との整合性の確保や、全体としての実効性確保に配意しつつ、従来議論の対象としてきた個人信用情報にとどまらない金融分野における個人情報の保護・利用に関し、取り扱われる個人情報の特性等に応じた重層的な措置を講ずることを念頭に、基本法制の今後の立案作業の進捗状況をみながら、法制上の措置その他の必要な措置について鋭意検討を進めていくべきと考える。

以上

# 銀行業等における主要株主に関するルール整備及び 新たなビジネス・モデルと規制緩和等について(抄)

## 金融審議会第一部会報告

平成 12 年 12 月 21 日

### 4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

#### (2) 金融取引のIT化の促進と個人情報保護

個人情報の第三者との共有に関しては、本人が認識しないまま情報が流用される可能性があることなどに鑑み、プライバシー保護等の観点から、適切に対応する必要がある。当面は、「運用上の指針」に従い、金融機関が顧客情報の相互利用を行うことについては、利用目的等を明確にした上で本人の同意を得ることを求めるなど、個人情報の保護を図るとともに、個人情報保護基本法制の検討状況を踏まえ適切に対応すべきである。

## 審議状況の報告

### 1. これまでの経緯

(1) 消費者向け信用供与が拡大し、国民生活に深く関わるものとなっている状況の下で、与信業者等による個人情報の取扱いについては、業界団体等において自主ルールを整備し、対応してきているところである。しかし、近年、一部の与信業者や信用情報機関からの情報漏洩をはじめ、個人情報の不適切な取扱いがみられ、プライバシーや個人の権利利益の侵害に対する懸念が高まっている。

他方、多重債務に起因する自己破産の問題も深刻化しており、消費者向け信用供与の適正化の観点から、与信業者が与信判断を行うに当たっては、適切な保護措置を前提に個人信用情報の利用の促進を図ることが必要との指摘もある。

こうした事情を背景に、大蔵省・通商産業省共同の「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」が開催され(平成9年4月から10年6月まで計16回)、報告書がとりまとめられた。さらに、同懇談会の提言を受け、制度整備の在り方について具体的な検討を行うため、当審議会、産業構造審議会及び割賦販売審議会が合同で「個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会」を設置し、平成11年1月から計6回の会合を経て、同年7月に「論点・意見の中間的な整理」を公表した。

(2) また、IT革命の推進による電子商取引の急速な進展及び情報処理能力の飛躍的な拡大が今後見込まれるとともに、国際的にも個人情報保護強化のための体制整備が図られてきている中で、昨年来個人情報保護基本法制の制定に向けた検討が進められている。本年6月2日には、政府の情報通信技術(IT)戦略本部の下に設置された個人情報保護法制化専門委員会が、「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表し、当部会においても内閣内政審議室からその内容紹介が行われた。

さらに、10月3日にも当部会において、再度内閣内政審議室から「個人情報保護基本法制に関する大綱案」を基に、同専門委員会における個人情報保護基本法制のその後の検討状況について説明を受け、質疑応答を行った。

(注) 10月11日に同専門委員会において「個人情報保護基本法制に関する大綱」(以下「大綱」という。)の最終的なとりまとめ・公表が行われ、10月13日、情報通信技術(IT)戦略本部は、同大綱を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制(以下「基本法制」という。)の立案作業を進めることを決定した。

「大綱」では、個人情報情報を含め凡そ個人情報情報を事業の用に供している民間事業者等(ただし、専ら小規模の個人情報データベース等のみを取り扱う事業者等を除く。)に対し、個人情報情報の適正な管理や第三者提供の制限、本人の求めに応じた個人情報情報の開示・訂正・利用停止等が義務付けられている。また、こうした義務規定の施行に関しては、各業の所管大臣等がガイドラインを示すこと等を想定した上で、改善命令等を含む主務大臣の監督権限や、その違反に対する罰則を設けることが明記されている。

このように、基本法制は、個人情報取扱事業者全般に対して所要の規制を課す内容となっており、個人情報情報の保護について実効性ある制度を構築することに資するものであると考えられる。

さらに、「大綱」では、個人情報であって、その性質、利用方法等に照らし、特に厳重な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

## 2. 審議状況と挙げられた論点(第二部会で出された意見のまとめ)

(1) 11月15日に開催された当部会では、「大綱」を踏まえ、個人情報情報分野における保護・利用に関し、基本法制に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から審議を行った。

その際挙げられた意見のうち、検討に当たっての基本的方向性に係るものを整理すると以下のとおりである。

- ・ 「大綱」において個人情報を取り扱う事業者に対して課されている義務規定等は、これまで個人情報情報の保護のために必要であると議論されてきた法律事項を取り込んでいると評価できることから、基本法制が整備されれば、業者が自主ルールを運用することにより、金融の分野においても情報の保護は確保できるのではないかという意見があった。
- ・ これに対し、①上記義務規定の適用除外事由等が曖昧で不十分である、②取り扱う情報の性質等にかんがみれば、保有するデータベース等の大きさによって規制対象の例外を設けることは適切でない、守秘義務を課す等の特別な措置を講ずる必要性があるといった理由により、業者による自主ルールに加えて、個別法を整備する必要があるのではないかという意見もあった。その際、業態ごとの縦割りではなく、例えば、金融商品販売法のように取引内容に着目して統一的に規制する形でルールを整備すべきではないかという意見があった。
- ・ 自主ルールについては、業者にこれを策定・遵守させるため、どのようなインセンティブを与えるかを議論することが重要ではないかという意見や、自主ルールに

基づく事業者の自主規制に実効性を持たせる観点から、ディスクロージャーの在り方や監督当局の一定の関与を含めた仕組みづくりを検討し、検討結果によってはこれを法的に措置できないかという意見があった。

- ・ これまでの議論では、「与信との関連で収集・保有・利用される情報で返済能力・支払能力を判断するための情報」とされる個人情報情報を対象に議論してきた。しかしながら、今般、個人情報の全分野を包括する基本法制が制定されることとなったことや、金融サービスが与信に限らず資産運用や資金決済等生活全般に密着したサービスであることにもかんがみれば、従来の「個人情報」という枠組みにとらわれずに金融分野における情報の保護・利用の在り方について議論してはどうかという意見があった。

(2) 上記の他、具体的な規定の在り方等について以下の意見が出された。

(第三者提供の制限について)

- ・ 金融ビッグバン以降、業態の垣根がなくなりつつある中、グループ内の会社間で情報を相互利用するニーズがある一方、プライバシー保護の見地から業務内容を踏まえたファイアーウォール規制等の措置を講じる必要があるとの指摘があり、金融機関等が取り扱う個人情報については、金融サービスの特性や将来の動向に適合した第三者提供制限の在り方を検討する必要があるのではないかと。

(苦情の処理等について)

- ・ 「大綱」の苦情の処理等を行う団体の認定については、事業者の論理のみならず利用者側の利益を擁護するための工夫が必要であり、裁判外紛争処理制度と併せて検討することが有用ではないかと。

(罰則について)

- ・ 個別法制において刑罰を規定する場合、その必要性及び構成要件の明確化を図る必要があると思われるが、行政処分を待たずに刑罰を課すことや、外部者による情報窃取も刑罰の対象にすることが考えられるのではないかと。

(3) 以上のように当部会においては幅広い観点から様々な意見が出されたが、基本法制の施行を前提に個人情報情報に関してどのような追加的な措置を講ずるべきかということについては、基本法制の法案の内容との整合性に留意しつつ、個別の論点を具体的に細部まで検討することが適当ではないかという提案があり、了承された。

以上